

論説

2016-9-2

今年で公布七十年を迎える日本国憲法。改正を目指す「改憲」論者は、占領軍によって押しつけられた憲法であることを、改正を必要とする根拠に挙げるが、本当に押しつけたのだろうか。

敗戦から二ヶ月後の一九四五年

十月十五日発行の「東京新聞」

(現在は本社が発行)一面トップ

に「憲法改正」と題する評論記事

が掲載された。筆者は鈴木安蔵

氏。後に静岡大や愛知大などで教

授を務めた憲法研究者だ。

三四連続で掲載された評論記事で、鈴木氏は「日本国家の民主主義的建設」や「日本民族のより高次の発展」のために大日本帝国憲法を全面的に改正する必要があり、改正の意見が「広く国民の間から、諷刺として」展開される」とが望ましいと主張している。

この連載からほどなく、鈴木氏

は元東京帝大教授の高野君三郎氏

の呼びかけで民間の憲法制定研究

団体「憲法研究会」に参加する。

研究会には岸穂田大教授の杉森

孝次郎、社会学者の森戸辰男西氏

のほか、馬場恒吉、塞伏高信、岩

淵辰雄各氏ら当時の日本を代表す

る議論人も名を連ねていた。

憲法研究会は二ヶ月間にわたっ

て議論を重ね、四五年十一月二十

六日、憲法草案要綱を発表した。

政府の憲法調査会の改正草案の

も一方用以上早く、新聞各紙が一

面トップなどで大きく報じた。

「統治権は國民より發す」と國

民主権を明示し、天皇に関しては

「國民の委任による事実上の儀

礼を許す」と象徴天皇制に通じる

内容だ。「法の下の平等」や「男

女同権」など、現行憲法と共通す

る条文も列挙している。

潮流は自由民権運動

この案は「民間の案」といわれるなかつた。連合国軍総司令部(GHQ)にも提出され、GHQによる憲法草案の作成に大きな影響を与えたことは、多くの証言や資料から明らかになっている。

鈴木氏は明治期の自由民権運動活動家、植木枝盛の私擬憲法「東洋大日本國憲法」を発掘し、分析したことでも知られ、憲法研究会の憲法草案要綱の作成に当たつては、自由権を規定するなど進取的な植木案をはじめとする私擬憲法や諸外国の憲法を参考にしたことを明らかにしている。

現行の日本国憲法がGHQの影響下で制定されたことは疑いの余地はないが、そのGHOの草案には日本の憲法研究会案が強い影響を与えた。しかも、その潮流が自由民権運動にあるとともに、紛れのない歴史的事実である。

8/2 金曜